3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
　役職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
　行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　上記以外の職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、当期末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。
5．貸倒引当金の計上基準
　将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　先入先出法による低価法を採用しております。
7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。
8．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（一般勘定）

注記事項

1．区分経理関係
　総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号及び第６号の業務並びにこれらに附帯する業務（国選弁護人確保業務勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
2．貸借対照表関係
⑴　引当外賞与引当金の見積額に関する注記
　運営費交付金で財源措置されている職員の賞与引当金の見積額は、291,788,749円であります。
⑵　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記
　国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員並びに運営費交付金で財源措置されている職員の退職給付引当金の見積額は、1,380,638,548円であります。
⑶　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
　事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）と見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	207,318,933円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,077,842円
時の経過による調整額	2,981,980円
資産除去債務の履行による減少額	44,811,072円
期末残高	182,567,683円

⑷　債務保証に関する注記
　支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。
　債務保証額　974,977,000円
3．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引及び資産除去債務が損益に与える影響額は、△488,984円及び2,211,995円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、3,154,323,926円であります。
4．キャッシュ・フロー計算書関係
　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	6,883,068,198円
定期預金	△100,000,000円
資金期末残高	6,783,068,198円

5．行政サービス実施コスト計算書関係
　引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は、24,333,211円であります。
6．重要な債務負担行為
　次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。
　情報システム運用保守作業業務委託　79,720,200円
7．重要な後発事象
　該当事項はありません。
8．固有の表示科目の内容
　民事法律扶助立替金
　総合法律支援法第30条第１項第２号及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法による立替金は、当期首における残高が115,217,805円であったところ、当期中に新たに74,680,815円が発生し、40,007,118円が被援助者より償還され、また1,491,130円が償還免除となった結果、当期末における残高は148,400,372円となっております。
9．金融商品の状況に関する事項
　当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。
　また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、国内の個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理規程等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。